

美濃加茂市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項により、次のとおり令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容についての通知を公表する。

令和 2 年 3 月 11 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
美濃加茂市監査委員 酒 向 信 幸

1. **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
2. **監査の対象** 事業所 新太田タクシー株式会社
担当部署 市民協働部地域振興課（地域政策係）
3. **監査実施日** 令和 2 年 2 月 4 日（火）
4. **監査結果に関する報告の公表** 令和 2 年 2 月 27 日（木）
5. **監査結果に対する措置の内容**
 - ・ 別紙のとおり

財政援助団体等監査の意見等に対する回答

監査委員からの提案及び要望等について以下のとおり回答します。

- (1) 料金改定は困難と思うが、必要経費を考えると 100 円は安すぎるのではないかと考える

市民が車以外でも安全・安心に外出できる重要な移動手段として、あい愛バスを運行しており、より多くの方に利用していただくことを優先していますので、より乗りやすいよう料金は低く設定しています。

- (2) より良くするための改善は必要だが、毎年ダイヤの改正やバス停の見直しをするのは混乱するのではないか

平成 29 年度に大きな再編をしたことにより、新たに色々な課題が生じたため、この改善に 2 度ほどの改正を行ってききましたが、課題も少しずつ改善していますので、今後は、利用者の皆さんが混乱しないよう現状の運行を維持していくことに努めたいと考えています。

- (3) 高校生が多く利用するバスに市内企業を宣伝する車内広告を掲示できると良い

車内広告の実施は、以前から課題としており、現時点では車内に映像モニター機器を設置し市の情報を放映することは行っていますが、企業等の宣伝（有料広告など）を放映することまでは実現していないため、今後、実施可能な手法等の検討を進めたいと考えています。

- (4) バスロケーションシステムは利用者が一番知りたい情報が得られて便利なので、より周知に取り組んで欲しい

現在、乗り方教室、出前講座などの機会において、案内チラシを配布するとともにホームページでも情報を掲載し、周知を図っています。

今後も、様々な機会をとらえ、周知に努めます。

(5) バス運転手としての採用を固定し、タクシー運転手との移行が無いことは安心できる

運行事業者の努力により、専任のバス運転手が確保されていることは、コミュニティバスの運行の確実性が保障され、大変ありがたいと考えています。

(6) 点検計画表と記録簿を同じ場所で保管されると管理しやすい

点検計画表と記録簿を同じ場所で保管できるよう運行事業者に対応を求めます。

(7) バス運行中にすべき業務が大変多いので、軽減するかこれ以上増やさないようにされたら如何か

バス運行中の業務が、運転手の大きな負担とならないよう努めます。

(8) 担当課と綿密に連携し改善に取り組んでおり、今後も継続されたい

今後も担当課と運行事業者が連携を密にし、よりよい改善が図れるよう努めます。

(9) 狭い道での運行も多いので事故等には十分注意されたい

重大な事故等が起きないように、より一層の注意喚起に努めます。